

## 育児・介護休業法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 1月 1日～ 2027年 12月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの諸制度の周知を行う。

<対策>

(1) 法に基づく諸制度の調査

(2) 社内掲示板などで、育児休業等の諸制度や利用手順についての周知

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

(1) 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知

(2) 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

(3) 育児休業・復職の前後に育児休業対象者と面談